

第二十四回 貴族院監獄法案件外五特別委員會議事速記録第四號

明治四十一年二月十八日(火曜日)午前十時二十一分開會
○委員長(侯爵黒田長成君) 是ヨリ開會イタシマス、刑法施行法案ニ就イテ政府ノ
説明ヲ承リタイト思ヒマス
○政府委員(小山溫君) 大體説明ヲ致シマスルガ、此刑法施行法案ハ詰リ新刑法ヲ
實施イタシマスルニ付イテ過渡ノ時代ニ必要ナル規定ダケヲ掲ゲタノデゴザイマス、其内
ニ此監獄法トノ關係テ必シモ無クテハナラスト云フベキモノノテナイモノモ釣合ヲ合ハセル爲
ニ入レアアルモノモゴザイマス、大體御説明ヲ致シマスルト、先づ第一條テ此施行法ニハ現
行刑法ト……現行ニナシテ居リマスル所ノ彼ノ實質的法律ト云フモノト新刑法トノ歩ミ
ヲ付ケマス爲ニ屢々此規定ヲ運用シナケレバナラヌコトガゴザイマスルカラ、先づ第一條ニ
於テ言葉ノ用井方、即チ舊刑法ト指シマスモノト他ノ法律ト指シマスモノト解釋ヲ與ヘ
テアルノデゴザイマス、詰リ言葉ノ便宜ヲ圖ツタノデアリマス、ソレカラ第一條カラ第七條
ニ至リマスルマデハ是ハ刑法第六條ニ依リマシテ新舊ノ刑罰法ヲ對照シテ罪ヲ定メマスル
場合ニ關スル規定デゴザイマシテ、新刑法ヲ施行イタシマスルニ付イテハ是非ナクテハナラ
ヌノデアリマス、ソレカラ第八條乃至十二條ト申シマスルモノハ是ハ新刑法施行前ニ犯
シマシタ罪ト、ソレカラ刑法施行……刑法ト申シマスルノハ現行法ハナイ新刑法施行
前ニ犯シマシタ罪ト新刑法施行後ニ犯シマシタ罪ト一緒ニ起シテ來ル場合ガゴザイマス、其
一縁ニ起シテ來ル場合ニドウシタラ宜イト云フ其處置ノ方法ヲ定メタノデゴザイマス、即チ
新刑法ノ刑ヲ適用スル場合モゴザイマス、或ハ數罪俱發、即チ舊刑法ノ規定ヲ準用ス
ルコトノ場合モアルト云フヤウナ譯デゴザイマス、ソレカラ其次ハ第十三條カラ第十八條
ニ至リマスルマデ、是ハ新刑法ノ施行セラレマス前ニ舊法、即チ現行刑法、並ニ其他ノ
現行ノ法律ニ依シテ裁判ガ濟ミマシタモノガゴザイマス、其濟ミマシタモノガ刑法施行後
ガドウニ云フ風ニナル、例ヘバ現行ノ刑法、即チ此刑法施行法ト申シマスル舊刑法ニハ刑
名モ重禁獄、輕禁獄、重禁錮、輕禁錮ト云フ刑名モゴザイマシテ、サウ云フ刑名ニ宣
告セラレテ居ルモノモ澤山ゴザイマスル譯デゴザイマスルガ、是ハ如何處置シタラ宜イカト
云フヤウニ此刑法施行前ニ最早裁判ノ結了シテ居ルモノノ跡始末ヲ付ケル爲ニ設ケタ
條文ニアリマス、ソレカラ第十九條乃至第二十七條、是ハ舊刑法以外ニ此刑罰ヲ定
メマシタ法律が隨分澤山ニ出テ居ルノデ、ソレデ其舊刑法以外ノ刑罰法ト云フモノハドウ
スルカト云フ規定ヲ置イタノデアリマス、ソレカラ第二十八條カラ第三十七條ニ至リマス
ルマデハ是ハ刑罰法以外ノ他ノ法律二人ノ資格ダノ其他ノ事項ニ關シテ此舊刑法ヲ
土臺ト致シマシテ規定シテ居ル條文モアルノデ、ソレデソレ等ノ法律トソレカラ新刑法ト
ノ調和ヲ附ケマスル爲ニ設ケタ規定ニアリマス、例ヘバ或ハ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノハ
ドウスルト云フヤウナコトガ他ノ法律案ニゴザイマシタトキニドウスルカト云フヤウナコトヲ
メマシタノデ、新刑法ニハ重罪ト云フコトハ無ノデゴザイマス、サウ云フ風ナコトヲ定メ
シタノデ、ソレカラ其次ニハ第三十八條カラ五十三條マデ是ハ刑事訴訟法ノ改正デゴマ
シテ、現行ノ刑事訴訟法ト云フセノハ現行刑法、即チ此法律案テシマスル舊刑

法ヲ運用スルヤウニ出來テ居リマスカラ、其儘デハ此新刑法ト云フモノヲ運用スルコトハ
出來マセヌ、ソレデ此刑事訴訟法ノ全體ヲ改メマスルト云フコトハ、チヨットノ間ニ合ヒ
兼ネマスルデゴザイマスルカラ、此剩刑法ヲ實施シマスルノニ必要ナル條文ダケ改メマシテ、
サウシテ新刑法ヲ一日モ早ク實施スルヤウニト云フノデ、是ダケノ規定ヲ設ケタノデゴザイ
マス、ソレカラ五十四條乃至五十九條ト申シマスルモノハ是ハマルデ別ノモノデゴザイマス
ルガ、御承知ノ通り現ニ行ハレテ居リマスル明治三十九年法律第五十四號ト云フモノ
ガ刑ノ執行猶豫ニ關スル規定ヲ設ケテ居リマス、其刑ノ執行猶豫ニ關スル單獨法デゴ
ザイマスルカラ、實質ノ事モ、ソレカラ手續ノ事モ併せて定メテアリマス、所ガ新刑法ニモ
矢張リ執行猶豫ノ規定ガアリマスルガ、新刑法ニ定メテアリマスルノハ實質ノ方面ノ方
ダケデモ手續ノ方ヲ定メテ居リマセヌ、ソレデアリマスルカラ、此單行ノ執行猶豫法ト云
フモノハ實質ニ於テ刑法デ規定シテ居リマスカラ、新刑法ノ實施ト同時ニ廢止シナケレ
バナリマセヌ、廢止イタシマスルト手續ノ方が缺ケルコトニナリマスカラ、ソレデ執行猶豫ニ
關スル手續ノ法ヲ此刑法執行法ニ規定シタノデアルノデス、ソレカラ第六十條乃至六
十六條ト申シマスルモノハ、是ハ現今ハ刑法附則ニ規定シテアリマスル事柄デゴザイマス
ルガ、此刑法附則ト申シマスルモノハ現行刑法ヲ廢止スルト同時ニ廢止サルベキモノデア
リマス、ト云ウテ此刑法附則ニ規定シテアリマスルコトハ、必要ナ部分ガゴザイマスカラ、ソ
レデ此所ヘ其規定ヲ移シ來タノデアルニ過ギナノデアルノデス、唯聊カ宿泊料滯在日
當等ノ止宿料ノ金額ヲ刑法附則カラシテ幾分カ僅カ變更シタダケアリマス、ソレカラ終
リニ第六十七條ノ規定ト申シマスルモノハ是ハ現行刑法ノ即チ此法律ニ依リマスル舊
刑法ノ四十七條デゴザイマシタカニアル規定デゴザイマスカ、是ハ矢張リ新刑法ノ時代ニ
至リマシテモ必要ガアリマスト心得マシテ、此第六十七條ヘ移シ來タニ過ギナノデアリ
マス、

○委員長(侯爵黒田長成君) ソレデハ是ヨリ質問會ヲ開カウト思ヒマス
○兒玉淳一郎君 チヨット伺ヒマスガ、此訴訟費用ハ共犯者ノ連帶テ負擔ニナシテ居リ
マスガ、若シ之ヲ拂フコトガ出來ナイ場合ニハドウシテ其費用ヲ補足スルノデスカ、六十二
條ト六十七條ト兩方結バレテ居ル問題アリマス、若シ拂フコトガ出來ナイ時ニハドウス
ルデスカ、通譯ダノト云フ色ミナモノガアリマスガ政府デ御拂ヒニナルデスカ
○政府委員(豊島直通君) 訴訟費用ニ付キマシテハ最初、國庫ヨリ仕拂ヲ致シテ置
キマシテ、後ニ判決確定イタシマシタルトキニ負擔ヲ致ス、被告人カラ徵收スルコトニナシテ
居リマス、徵收が出來マセヌケレバ國庫ノ缺損ニナリマス
○男爵關義臣君 政府委員ニチヨット伺ヒマスガ、文字ノ上ダケレドモ、第一條ノ「本
法ニ於テ舊刑法ト稱スルハ明治十三年第三十六號布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スル
ハ刑法施行以前」トアリマス、此施行以前ハ舊刑法デハナイデスナ
○政府委員(小山溫君) 新刑法デス
○男爵關義臣君 サウスルト舊刑法ト新刑法ノ間ノ刑法以外ノ法律ヲ指スノデスナ、

他ノ法律ト稱スルハ……

○政府委員(小山溫君) サウ云フ意味デス、……チヨット申上ゲテ置キタイト思ヒマス
ガ、第十六條ト第七條デゴザイマスガ、此六條ニ一、一トゴザイマスル其一ガ二行ゴザイマ
スガ、是モ皆肩ヲ辻ベテ活版ニナッテ居リマス、是ハ二行目以下ハ一字上ゲル例ニナッテ
居リマスル、是ハ御直シヲ願ヒタイ、是ハ本院ノ速記録ニハ矢張チヤント上ツテナシテ居
リマス七條ノ一二モ矢張リ其通り……

○富井政章君 チヨット政府委員ニ伺ヒマスガ、此法律案ニハ「他ノ法律ト」云フ言葉
ガ方々ニ使テアリマス、然ルニ此言葉ハ何所モ同じ意味ヲ持ッテ居ナイヤウデアリマス、
ソレデ思意ハ解釋上、誤解ヲ來タスヤウナコトハ無イカト思ヒマスルカラ、チヨット伺ヒタ
イ、第二條ニ「舊刑法又ハ他ノ法律」ト云フ所ガアル、ソレカラ同條ニ刑ノ對照ノ所ニモ
「舊刑法又ハ他ノ法律」ト云フコトガアル、ソレト同シ意義ニアラウト思ヒマスガ、第十三
條ノ「舊刑法、他ノ法律」ト云フコトガ一箇所アリマス、十四條ニモアリマス、ソレカラ
二十八條、三十四條、三十六條等ニモアリマス、然ルニ此二十八條、三十四條、
三十六條ナドハドウシテモ能ク分ラナイノデアリマス、例ヘバ二十八條デ言ヘバ「舊刑法
又ハ他ノ法律ノ刑名」云々トアッテ、續イテ「他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ爲メ變更
セラルルコトナシ」トアリマス、此短イ箇條ノ中ニ「他ノ法律」ト云フ言葉ガ「ツアッテ、
サウシテ其意味ハ決シテ同一デナイト思フ、後ノ方ノ「他ノ法律」ト云フモノハ民法ノヤ
ウナモノ云フノデアラウト思ヒマスガ、上ノ方ノ「舊刑法又ハ他ノ法律」ト云フ此所ノ
「他ノ法律」ト云フモノハドウ云フモノヲ云フノデアリマスカ、是ハ第二條カラ起シテ來ル
問題デアリマスガ、チヨット伺シテ置キタイト思ヒマス。

○政府委員（小山溫君） 此今御尋ネニナリマシタ條文ノ「他ノ法律」即チ二條、十三
條、十四條、二十八條、三十四條、三十六條、是ダケノ「他ノ法律」ト申シマスルモノ
ハ、御尋ノ通リ詰リ第一條が本テ出テ來ルノデアリマスガ、第二條ノ「他ノ法律」ト指シ
マスノハ陸軍刑法、海軍刑法ヲ指スモノデアラウト存ジマス、ト申シマスルモノハ此第一
條ニ申シテアリマスル他ノ法律ヲ自己自身定メテ居リマスルモノハゴザイマセヌ、陸軍
刑法、海軍刑法ト云フモノハ主刑ト云フモノヲ殊ニ同シ名デハゴザイマスガ、其法律デ定
メテアリマスガ、外ノ「他ノ法律」……外ノ「他ノ法律」ト云フト陸軍、海軍刑法ヲ除ク
他ノ法律ニ於キマシテハ矢張リ舊刑法ノ主刑ト云フモノヲ掲ゲテアル譯デゴザイマス、ソレ
デゴザイマスカラ重モニ陸軍、海軍刑法ヲ指シマスコトニナリマス、茲ニ是等ノ規定ヲ存
シテ置キマスト陸海軍刑法ト新刑法ノ間ノ調和ガ出來ルデアラウト云フ考テ設ケテ
アルノデアリマスガ、成ルホド御尋ネノ通り文章ハ隨分、變ニナリマスガ、殊ニ御小シニナ
リマシタ第二十八條ノ如キハ「他ノ法律」ト云フ文字ガ一條ノ中ニ「ツアリマシテ全ク御
說ノ通り違ッタモノニナルヤウデアリマスカラ、隨分變デハアルダラウト思ヒマスガ、利益ハ
サウ云フ利益ガアルノデゴザイマス、ソレデ是が若シアリマセスト、陸軍刑法海軍刑法ト云
フモノモ改正ニナルコトヲ承知シテ居リマスガ、其場合ニ經過法ノ省略ガ出來ルノデアリ
マスガ、サウ云フ利益ガゴザイマスカラ、是ガゴザイマセネバ陸軍刑法施行法ト云フモノニ
矢張リ此様ナル刑ヲ置カケレバナラヌコトニナリマス、斯ウ云フ關係ガアリマス

ヒタノイデアリマス、陸軍海軍刑法ニモ即チ施行法ト云フモノガ……今度改正ニナルニ付イテハ施行法ト云フモノが出来ルデアラウト思フノデ、普通ノ刑法トハ加減例ナドモ違フシ、種々ノ點ニ於テ相異ルコトガアラウト思ヒマスルニ依テ、必ズ施行法ト云フモノガ出来ヌケレバナラヌコトト思ヒマス、サウシテ見レバ或ル事柄ニ付イテハ其施行法ノ中ニ経過規定ヲ置イテ、ソレカラ或ル一二三ノ事柄ニ付イテハ普通ノ刑法施行法ノ中ニ規定ヲ置クコトニナラウト思ヒマス、陸海軍刑法施行法ト云フモノヲ捨ヘナケレバ、ソレマデノコトデアリマスガ、捨ヘナガラ一部分ハ此施行法、中ニ規定シ又他ノ一部分ハ普通ノ刑法施行法ノ中ニ規定スルト云フコトニナラウト思ヒマス、ドウモ二十八條、三十四條、三十六條が分ラナイノミナラズ立法ノ體裁カラ言ウテモ一つノ法律ニ規定スベキコトヲ割イテニシノ法律ニ規定スルコトニナルノアリマスカラ、立法ノ體裁カラ言ウテモドウモ宜シクナイト思フノデアリマス、ソレデ此刑ノ對照ノコト、其他一二ノコトハ寧ロ陸海軍刑法施行法ニ規定シテ、此施行法カラハ除イタ方が宜シヤウニ考ヘルノデアリマス、政府委員ハ何所マデモ斯ウ云フ風ニニシニ割イテニシノ施行法ニ規定スルト云フ方が宜イト云フ御考ニナルノデアルカ、何所マデモ此案ヲ固執セラル、ノデアルカ、ソレハドチラデモ宜イ位ノ御考デアラウカ、其點ヲ今一應伺ヒマス

○政府委員（小山溫君） 前ニ申上ゲマシタ通り、詰リ重ニ陸海軍刑法ノ便利ノ爲デゴザイマスカラ、有シテ差支ナシ又アリマスト幾分カ 陸海軍刑法施行法、海軍刑法施行法ト云フモノノ條文ガ儉約ニナリマスル便利ハゴザイマス、併ナガラ其方ニ規定イタシマスレバ歩ミノ付カヌコトハナイノデゴザイマスカラ固執スルト云フ譯テハゴザイマセヌ

○一木喜徳郎君 私モチヨット伺ヒタノアリマスガ、是ハ司法省ノ政府委員ニ御尋ネシテハ或ハ御答へが出來ナイカモ知レマセヌガ、御迷惑デアルカモ知レマセヌガ、御開キニナツテ居ルナラバ伺ヒタイ、陸海軍刑法施行法ハ此議會ニ提出ニナルノデアリマスカ、其邊ハ御承知ニナツテ居リマスカ

○政府委員(小山溫君)是ニ責有テ以テ御答テ致シ兼不ルノテヨサイマスカモウ即ニ草案モ出來マシテ審議スル運ビニナツテ居ルト考ヘマス、本年ノ議會ニ成ベク出シタイ希望ノヤウニ承チテ居リマス

ナイデ未練が残^ツテ居ルヤウナコトデ殘^ツテ居ルヤウニモ見エマス
○政府委員(小山温君)誠ニ御尤モナ御尋ネテ如何ニモ法律ノ體裁カラ申シマスト
面白クナイ體裁ニ相違ゴザイマセヌガ併シ此一十五條ニ列舉シテゴザイマスモノハ此舊
刑法ニ規定シテゴザイマス爲ニ他ノ法律ニ規定ガ無イ分ニ屬シマスサウシテ新刑法テ是
等ノ舊刑法ノ規定ヲ削リマシタ譯ハ是等ノ刑罰ト云フモノハ必要ガナイト云フ譯デ削
リマシタノデゴザイマセヌデ各特別法ニ讓ル精神ニ新刑法カラ削^ツテアルノデアル所ガ
此新刑法ニ成ルベク早ク實施イタシタイト云フ時期ニナリマシテマダ是等ノ法案ト云
フモノハ即チ是等ノモノノ取締ト云フコトニ付イテノ規定ト云フモノガ出來ナイ又今

括ヘヤウト思ヒマシテモ、ナカク此議會ニ間ニ合フヤウニハ參リ兼ネマスル、ノミナラズ假ニ是等ノ規定が出來得ルト致シマシテモ、矢張リ其出來得ル特別法ト、舊刑法デスナ、コ、ニ謂フ舊刑法、即チ現行刑法トノ、ソレ等ノ規定ノ間ニ矢張リ刑法施行法、此法案ノヤウナ移リ行キノ途ヲ設ケニヤナラスト大變煩雜ニナル、現ニ當委員ニ御付託ニナツテ居リマス印紙ニ關スルノガ丁度第二項ノ百九十八條乃至二百條ト云フノデゴザイマスガ、ソレデモア、云フ法案が出來マシテモ、アノ儘デハ此二十五條ナシニ、二十五條カラ除イテ仕舞ツテアノ儘ニシテ置キマシテ新刑法ヲ施行スルト云フコトハムヅカシイノデ、一旦コ、デ生カシテ置キマシテ免ニ角、此刑法施行法デ移リ行キヲシマシテ、然ル後ニ新シイモノデヤルト云フヤウニシマセヌト移リ行キノ工合ガ悪クナル、新シイモノヲ捨ヘタシマシテモ……、ソレカラ殊ニ此第五ノ如キハ家資分散ニ關スル罪ノ規定デゴザイマス、家資分散ハ御承知ノ通り民法等ノ規定ニ依リマスト最早ヤ無イ譯ニナリマス、破産法ト云フモノが出來ルコトヲ豫想イタシテ居リマシテ、皆破産ト云フコトニナル、所が事實ニ於テ家資分散法が尙ホ效力ヲ有シテ居リマシテ、サウシテ家資分散法ニ因ル家資分散ト云フコトヲ民法ノ破産ト見ル、斯ウ云フコトニナツテ居ル、中間ノモノニナツテ居リマス、テ今更新シイ法律ヲ括ヘマシテ此半バ死ンテ居リマス家資分散ニ關スル罪ノ規定ヲ設ケルト云フヤウナコトハ餘ホドカシナモノデ考ヘモノデアラウト思ヒマス、サウ云フ風デゴザイマシテ、此二十五條ト云フモノハ誠ニ見ニクイコトハ見ニクイノデゴザイマスルガ、刑法施行法ノハ新舊ノ移リ替リヲ滑カニ運ブト云フノデ永久保存スベキ法律デハナインゴザイマスカラ、聊カ便宜モ圖ラニヤナリマセヌカラ、體裁ハ惡ウゴザイマスルガ至極此規定定ガアルト滑カニナル、斯ウ云フ譯ニナリマス、殊ニ此第一項が附ケテゴザイマスノデ、スカリ他ノ法律ニ關スル規定ガ之ニ當嵌ツテ、サウシテスツト移リ替リが出來ルト云フ、斯ウ云フコトニナリマス、サウ云フ……

○政府委員(河村讓三郎君) 先刻、一木サンヨリ御尋ネノ點ニ付キマシテ、少シ政府委員ヨリ、聞及シテ居ルコトヲ申述ベタイ考ヘモアリマスデスガ、速記ヲ御止メラ願ヒマシテ申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス、如何デゴザイマスカラ

○委員長(侯爵黒田長成君) 宜シウゴザイマス、ソレデハ速記ヲ止メマス
(速記中止)

○委員長(侯爵黒田長成君) 是ヨリ速記ヲ始メマス、本案モ監獄法案ト同様ニ條數モ多イコトアリマスカラニ讀會ノ順序ニ依ツテ議シテ參リタイト思ヒマスガ、御異存ハゴザイマスマイカ

○兒玉淳一郎君 異議ナシ

○委員長(侯爵黒田長成君) ソレデハサウ云フコトニ致シマス、ソレデハ唯今ノ場合デハ刑法施行法案ノ大體ヲ可否スルコトヲ決メテ參リタイト思ヒマス、此際大體ニ就イテ御意見ガゴザイマスレバ伺ヒタイト存ジマス

○小松原英太郎君 大體ニ就イテ異議ハゴザイマセヌ

○委員長(侯爵黒田長成君) ソレデハ本案ノ大體ヲ可トスル諸君ハ手ヲ御舉ゲ下サ

イ

總員舉手

○委員長(侯爵黒田長成君) 全會一致ト認メマス、ソレデハ第一讀會ハ是デ終リマシテ、是ヨリ第二讀會ニ移リマス、先ツ第一條ヲ問題ニ供シマス

○一木喜徳郎君 第一條ハ異議ハゴザイマセヌ

○委員長(侯爵黒田長成君) 御異議ハゴザイマセヌ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○富井政章君 私ハ一ツ實質ニ關係ノ無イ、タゞ形ニ關スル修正案ヲ提出シタイト思ヒマス、ソレハ先刻カラ度ニ政府委員ニ質問シタ譯デアリマスガ、此第一條ノ「舊刑法」ト云フ言葉ノ下ニアル「又ハ他ノ法律」ト云フ六字ヲ削除スルト、同ジ條ノ對照ノ所ニモアル即チ此條ニ於テ二箇所此言葉ヲ削除スル、其結果トシテ御参考ニマデ申上ゲテ置キマスガ、第十三條ニ二箇所ゴザイマス、ソレカラ第十四條ニ「一箇所ソレカラ第二十八條、第三十四條及第三十六條、此終リノ三箇條ニハ「他ノ法律」ト云フコトガニツアリマスガ、上ノ方ノヲ削ルノデアリマス、舊刑法ト云フ言葉ニ直接ニ接シテ居ル方ノ分ヲ削ルノデアリマス、此理由由先刻來再三述ベタ所テアリマスガ、政府委員ノ説明ニ依レバ此「他ノ法律」ト云フ言葉ハ他ノ所ニ使ツテアル同シ言葉ト意味ヲ異ニシテ、陸海軍刑法ヲ言フノデアルト云フコトデアリマスルガ、サウシテ見レバ何レ陸海軍刑法施行法ト云フモノが出來ルコトニ相違ナイ、其施行法ノ中ニ經過規定ノ大部分ヲ掲ケルコトニナルコトハ勿論デアリマスガ、ソレニモ拘ラズ此刑法ノ對照其外一二ノ事柄ダケハ此普通ノ招ク虞レガアル、殊ニ二十八條、三十四條、三十六條ノ如キハ同シ「他ノ法律」ト云フ言葉ヲ二箇所用井テアツテ其意味が同ク違フト云フコトニナルンデアリマス、到底了解スルコトノ出來ナイ點デアラウト思ヒマス、是ハドウカ他ノ事柄ト合セテ陸海軍刑法施行法ニ規定スルコトニナリタイト思ヒマス、或ハ陸海軍刑法施行法ハドンナモノカ、今出來テ居ルカ存シマセヌガ、或ハ況ク規定シテ居ラレテアルノカモ知レナイ、サウスレバ此所カラ除イタ方が却ツテ重複ヲ免カレテ益、良イコトニナラウト思フ、承レバ政府委員ニ於テモ格別反對デナイ、或ハ其方が奇麗ニナツテ宜カラウト云フ 御答辯ニアツタノデアリマスルカラ何卒諸君ニ於テ御贊成アラムコトヲ願ヒマス

○一木喜徳郎君 唯今ノ富井君ノ修正案ニハ私モ贊成イタシマス、尙ソレニ附加ヘテ希望ヲ申述ベテ置キマスルガ、唯今司法省ノ政府委員タケ御出席デゴザイマスルカラ、ノ法律ト云フ文字ヲ取除クト云フコトデアリマスルガ、ソレト同時ニ陸海軍ノ刑法施行法ガ今期ノ議會ニモ提出セラル、ヤウナコトニナリマスレバ、其關係が愈々明白ニナリマセウト思ヒマス、此施行法ダケテ陸海軍刑法ノ施行法が出て居リマセヌト、或ハ此二者ノ關係ガ少シク分リ兼ネル點モアルカト考ヘル、此二ツノ者ハ全ク獨立シテ刑法施行法ハ普通ノ刑法ノ施行法デアル、陸海軍ノハ又別ニ定メラル、ト云フコトが明白ニナツテ居ルト、其關係ハ疑ヲ容レヌコトト思ヒマス、陸海軍ノ刑法が提出ニナリマシタ以上ハソレニ關聯シマシタ施行法モ早ク提出ニナルコトヲ希望イタシマス、其希望ヲ申述ベテ置キマス、

ソレカラ尙ホ……是ハ唯今ノ修正ガ御採決ニナシテカラ後ニ提出イタシテモ宜シイノデザイマスガ、第六條ニ一ツ修正ノ意見ガゴザイマス、此第六條ノ一號、二號ドヲニモ開聯シタモノデアリマスルガ「刑法又ハ本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律ト云フコトガアリマス、此本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律ト云フノハ、即チ從來ノ法令デアリマシテ、サウシテ此第一條ニ依リマシテ「本法ニ於テ……他ノ法律ト稱スルハ」云々トアル、此中ニ包含セラル、モノヲ云フノデアラウト思フノデアリマス、是等ノ他ノ法律デ刑罰ヲ定メテ居リマスルモノハ、他ノ條項ノ結果ト致シマシテ……第十九條ノ結果ト致シ

テ刑法ノ刑名ニ變更セラル、ソレデアルカラシテ、本法ニ依リテ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於キマシテハ、即チ其以前確定判決ノアッタ罪ニ舊刑法ヲ適用シタ場合デモ、併合罪ニ關スル規定ヲ準用スルト云フノガ一號ノ規定デアリマス、然ルニ是ダケテハマダ不十分ナ點ガアルヤウニ考ヘマス、例ヘバ現ニ政府カラ提出ニナシテ居リマス所ノ印紙犯罪處罰法、是ハ新刑法ニ依リテ刑が盛ツデアルノデアリマスカラ、本法ニ依リテ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律ト云フダケテハ少シ足ラナイヤウニ考ヘマス、是ハモベキヤウナ場合ニ、其罪ト前ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタ罪ト、ソレニ關シタ矢張リ併合罪ニ關スル規定ヲ準用スル必要ガアルダラウ、斯ウ云フ譯デアリマスカラ、本法ニ依リテ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律ト云フダケテハ少シ足ラナイヤウニ考ヘマス、是ハモ少シ廣ク致シマシテ詰リ「刑法又ハ刑法ノ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律モ含マレ、ハ又ハ新刑法ニ致シマスレバ本法ニ依リテ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律モ含ムコトニナシテ、總ニ通ジテ併合罪ニ關スル規定ヲ依リテ新ニ刑ヲ定メレタルモノモ含ムヤ否ヤ少シ疑がアラウト思ヒマス、併シ修正文ニ付イテハマダ確定シタ考ヲ持シテ居リマセス、先ツ假ニ「刑法ノ刑名ヲ掲ゲタル他ノ法律」ト致シテ見マスルト之ニ付イテハ少シ嫌ヒガアル、初メカラ新刑法ノ刑ヲ掲ゲタル法律ト云フヤウニ見エル嫌ヒガアリマシテ、即チ施行法ノ結果トシテ變更シタモノマズヨ其中ニ含ムヤ否ヤ少シ疑がアラウト思ヒマスガ、本法ニ依リテ既ニ刑名ヲ變更セラレタ以上ハ矢張リ其法律ハ新刑法ノ刑名ヲ掲ゲタモノデアル、斯ウ看做スコトモ出來ヤウカト思フ、先ツ「刑法ノ刑名ヲ掲ゲタル法令」ト改メルト云フ案ヲ提出イタシマス、併シ其書キ方ニ付キマシテハ、政府委員ナリ又ハ委員諸君ノ中ニ御名案ガゴザイマスナラバ、ドウガ伺ヒタイト思ヒマス、目的ハ本法ニ依リテ刑名ヲ變更セラレタル從來ノ法令ト、尙ホ新刑法ノ刑名ヲ掲ゲタ新ニ刑ヲ定メタ法令ト、其何レモ包含スルヤウニ致シタイト云フノガ、修正ノ趣意デアリマス、ドウガ御賛成ヲ願ヒマス

○奥山政敬君 チョット今第二條ニ付イテ富井君カラ修正ノ御意見が出マシタガ、少シ聽取リ惡グイ所ガアリマシタガ、チヨット質問ヲ致シタノデゴザイマスガ、第一條ノ「刑法施行前ニ舊刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪」トアリマスガ、是ハ何ヲ削ルト云フノデスカ、四字トカニ六字トカ言ハレタヤウデアリマスガ……

○富井政章君 「又ハ他ノ法律」ト言フ葉ヲ削ルノデス
○奥山政敬君 六字デスナ、サウスルト「舊刑法ノ罪」ト「他ノ法律ノ罪」ト一ツアル

○富井政章君 「舊刑法ノ主刑トヲ對照シ」斯ウ云フコトニナルノデス
○奥山政敬君 下ノ方デス、唯今一木君ガ提出セラレマシタ修正案ニハ全然贊成ヲ表シマス、ドウモ原案ノ言葉デハ從來ノ分ダケシカ含マナイノデアリマシテ、今例ニ御舉ゲトナシタ印紙犯罪處罰法ノヤウナモノモ漏レマスルシ、又サウ云フヤウナ法律ガ他ニモ是カラ出來ルカモ知レス、ソコハ廣クナシテ居ツタ方ガ宜シカラウト思ヒマス、唯言葉ガドウデスカ、「刑法ノ刑名ヲ掲ゲタル法令」ト云フコトデ宜イカモ知レスデスガ、少シ其點ニ付テハ唯今折角考ヘテ居ルノデアリマス

○一木喜徳郎君 チヨット私ハ政府委員ニ伺ヒタイノデスガ、「他ノ法律」ト云フコトヲ

削リマスト、例ヘバ「一條デモ刑法ノ主刑ト舊刑法ノ主刑トヲ對照シ、ソレカラ「舊刑法又ハ他ノ法律ノ刑」トアル所ハ「舊刑法ノ刑ニ處セラレ」トナル、其他總テ刑ノコトニ付キマシテハ舊刑法ノ刑カ新刑法ノ刑カ此「ツニナシテ仕舞フダラウト思ヒマス、其刑ヲ定メテ居ル法律ハ必シモ刑法ダケデハ無イデアリマセウガ、他ノ法律ニ定メテ居ル刑デモ其刑ノ基ク所ハ刑法ニアルカラ即チ刑法ノ刑アル、斯ウ云フコトガ言ヘルヤウニ考ヘラレル、サウスルト刑ハ總ニ陸軍刑法、海軍刑法ノ關係ヲ除キマシテハ刑法ノ刑ト舊刑法ノ刑ト二種ニナシテ仕舞フト思ヒマス、サウ致シマスルト、尤モ其外舊刑法施行前ト云フモノモアリマスガ、ソレヲ除キマスト二種ニナリマス、サウスルト今ノ六條ノ場合デモ「刑法又ハ刑法ノ刑名ヲ掲ゲタル法令ニ於テハ」ト斯ウナリマスガ、之ヲ「刑法ニ於テハ」トシテハ工合ガ惡ルイデスカ

○政府委員（小山温君） 唯今御尋不ノ通り、詰リ新刑法ノ刑ト舊刑法ノ刑ト、刑

ノ方カラ申シマスルト二種類ニナルニ相違ナイト考ヘマス、陸海軍刑法ヲ除キマスレバ……、即チ陸海軍ヲ除イタル他ノ法律ト云フノハ此舊刑法ニ規定ヲシタモノデアリマス、無論陸海軍ノ刑法ヲ除キマスルト二種類ニナルダラウト存シマス、ソレカラ御提案ノ「刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律」ト云フノヲ修正スルト云フ御異見モゴザイマスガ、政府ノ考ハ本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律、ソレカラ刑法、即チ刑法又ハ本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律、是ダケテ是カラ後ニ刑法ノ刑ニ依リテ定メマシタ主刑モ這入リマス積リテ斯ウ云フ文句ニナシテ居ルノデゴザイマスルカラ、成ル程キッパリ申シマスルト刑法ト云フ中ニ刑名ヲ……後ノ刑法ノ刑名ヲ用井テ主刑ヲ定メマス法律ガ或ハ解釋上這入ラヌト云フ憂ガアルカモ知レマセヌ、併シ解釋上這入ルト云フ意見デハアタノデアリマス、サウ云フ意見デゴザイマスルト云フト、或ハ「刑法ニ於テ」ト致シマシテモ、刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律モ這入ルト云フ解釋が出來ルヤウニ考ヘマスケレドモ、後ノ刑法が施行セラレマシタ後ノ刑法ノ刑名ヲ用井タルノハ這入ルケレドモ、丁度中途半端ナ奴ガ、發布サレタノハ刑法施行前デ、ソレト執行サレタノハ刑法施行後デアリマスカラ、刑法施行後ハ唯刑名ダケが變ルト云フコトデアリマスカラ、或ハ這入ラヌト云フ虞レガアルト云フノデ「刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律」ト云フコトガ這入ルテ居ル、斯ウ云フ譯デアリマス、ソレテ「刑法ニ於テ」テモ解釋ガ付カヌコトハ無カラウト存ジマスガ、サウ致シマスルト第二項ノ方が同ジ文句デゴザイマシテ工合ガ惡ルカラウ、「確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律ヲ適用シタルトキ」ト斯

ウ云フノアリマスカラ、是ハ現ニ確定裁判ニ適用シマシタ條文ト云フモノヲ指スノアリマスカラ、刑ノ方デハナイ、ドウモ二項ガソレデハ工合ガ悪ルクハナカラウカト考ヘマス、若シ之ヲ御改メニナルト云フコトニナリマスルト七條ニモゴザイマスルシ九條ニモゴザイマス、是ハ皆一連ニナラケレバナラヌ、ソレダカラ今ノ御提案ノ趣意デ「刑法ノ刑名ヲ掲ケタル他ノ法令」ト云フコトデアリマスガ、或ハソレデモ宜シカラウト存ジマスガ、案ヲ言ウテ見ロト云フコトデアリマスカラ、是デモ或ハ宜イカモ知レヌト思ツテ申スノアリマス、刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタルトアルノヲ「依リ」ヲヤメテ刑法ノ刑ヲ定メタルト言ツテモ同ジ趣意ニナルト思フ

○奥山政敬君 チヨット政府委員ニ御尋ネシタイデスガ、今此刑法施行前ニ有ルノハ總テ現行法ニ基イテ、刑名ヲ盛テアルヤウデアリマスカラ、差支ナイヤウデアリマスガ、其内ニ解釋ノ出來ヌコトガアリハシナイカト云フ疑ガアリマス、法律ノ何ハ能ク覺エマセヌガ、銀行條例ニシタカ、何カアヘ云フヤウナモノノ内ニ一ツ三色ミナモノガアッタヤウニ思ヒマスガ、過料トカ何トカ書イタノガアリマス、アレハ一向裁判所ノ管轄ガ定マラヌノデ現行法ノ中ニ何カ規定ガアリマスカ、アレハ全ク刑法ニ這入ルノデスカ、ア、云フモノハ抜ケテ仕舞ヒハ致シマセヌカ、マダ外ニモアッタヤウデス、昨年議會ニモ出タノガアリマスガ、過料……。

○政府委員(豊島直通君) 唯今御尋ネノ過料ハ刑罰ト云フコトニ認メマセヌ、從ツテ刑事裁判ヲ以テ處斷イタシマスモノトナリマセヌ、民法商法ニモ罰則ノ内ニ過料ノ規定ガアリマスガ、是ハ非訟事件手續法ノ規定ニ依リマシテ民事部ニ於テ裁判ヲ致シテ居リマス、非訟事件手續ニアリマス、其他ノ特別法ニゴザイマスル、過料モ同様ノ性質ト考ヘラレマス

○奥山政敬君 今一應御尋ネ致シマスガ、民事部ニヤシテ居リマスガ、是ハ外ノモノニアルノハ民事部ニヤシテ居ラヌヤウデアリマスガ、矢張リ刑事部ニヤシテ居ルノデアリマスカ、銀行條例ノヤウナ、ア、云フヤウナ條例ニ係シテ居ル過料ハ其ヤウニ心得テ居リマスガ……。

○政府委員(小山温君) 實ハ此刑法施行法ニハ過料ノコトガ、チトモ云ウテ居ラヌノゾガイマスカラ、若シ解釋上、過料ガ這入ルトナリマシテモ他ノ法律ノ方が此第二條ノヲ取リマセヌデモ矢張リ這入ラヌコトニナル、ソレデ此他ノ法律ニハ影響ヲ及ボサヌコトニナリマス

○奥山政敬君 サウスルト差支ハ無イト云フノデスカ

○政府委員(小山温君) ハイ

○一本喜徳郎君 モウ一應政府委員ニ伺ヒタイト思ヒマスガ、先刻私ガ修正案ヲ出シマシタノ簡條デゴザイマス、他ノ法律ト云ヒマスト是ハ既ニ刑法施行前發布ニナツタモノダケノ意味アスナ

○政府委員(小山温君) 其通リデゴザイマス

○一本喜徳郎君 先刻私ハ修正案ヲ提出イタシテ置キマシタガ、政府委員ノ御氣付ニ依リマシテ此修正案ヲ少シ更正イタシマス「刑法ノ刑名ヲ掲ケタル」トシマシタルノ更ニ改メマシテ「刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令」斯ウ云フコトニ致シタイト思ヒマス、尙ホ之ニ付イテ政府委員ハ御同意下サルヤ否ヤヲ伺ヒタイ

マスカラ、刑ノ方デハナイ、ドウモ二項ガソレデハ工合ガ悪ルクハナカラウカト考ヘマス、若シ之ヲ御改メニナルト云フコトニナリマスルト七條ニモゴザイマスルシ九條ニモゴザイマス、是ハ皆一連ニナラケレバナラヌ、ソレダカラ今ノ御提案ノ趣意デ「刑法ノ刑名ヲ掲ケタル他ノ法令」ト云フコトデアリマスガ、或ハソレデモ宜シカラウト存ジマスガ、案ヲ言ウテ見ロト云フコトデアリマスカラ、是デモ或ハ宜イカモ知レヌト思ツテ申スノアリマス、刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタルトアルノヲ「依リ」ヲヤメテ刑法ノ刑ヲ定メタルト言ツテモ同ジ趣意ニナルト思フ

○政府委員(小山温君) 唯今ノテ詰リ御提案ノ意味ハ明瞭ニ言ヒ現ハスコトニナリマス

○一本喜徳郎君 ソレデハ御異議ハゴザイマセヌカ、斯ウ修正ニナリマシテ……。

○政府委員(小山温君) 別ニ異議ハゴザイマセヌ

○政府委員(小山温君) 是ヨリ採決イタシマス、第二條ニ付イテハ富井君ノ修正説がアッテ賛成者ガゴザイマス、之ニ御同意ノ諸君ハ手ヲ御舉ゲ下サイ

舉手者 多數

○委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス、ソレカラ第三條、第四條、第五條ハ原案デ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵黒田長成君) 其通り決シマス、第六條ニ付イテハ一本君カラ修正説が出マシテ賛成者ガゴザイマシタカラ決ヲ採リマス

○小松原英太郎君 チヨット御尋ネ致シマスガ是ハドウ變ルノデスカ「確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ」カラ……。

○一本喜徳郎君 「刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ」トナリマス、ソレカラ一號ハ「確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ」トナリマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 之ニ御同意ノ諸君ハ手ヲ御舉ゲ下サイ

舉手者 多數

○委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス

○富井政章君 チヨット念ノ爲ニ伺ヒマスガ、先刻第二條ニ於テ私が提出イタシマシタ「又ハ他ノ法律」ト云フ言葉ノ取レルト云フコトハ二箇所アルノデゴザイマスガ、無論二箇所トモ取ルト云フ趣意デ御採決ニナリマシタコト、思ヒマスデ、チヨット念ノ爲ニ……。

○委員長(侯爵黒田長成君) 其通リデゴザイマス

○一本喜徳郎君 第七條モ議題ニナシテ居リマスカ

○委員長(侯爵黒田長成君) 左様デゴザイマス

○一本喜徳郎君 ソレデハ第七條ニモ矢張リ同様ノ修正ヲ加ヘル必要ガアル、第六條が御決シニナリマシタラバ、ソレニ從ヒマシテ七條ノ二行目「刑法又ハ本法ニ依リ」云々ト云フノヲ「刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル」ト……。

○委員長(侯爵黒田長成君) 念ノ爲ニ富井君ニ伺ヒマスガ、富井君ハ無論此修正

○富井政章君 當然ノ結果ト認メマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 唯今一本君ノ修正説ニ御同意ノ諸君ハ手ヲ御舉ゲ下サイ

○委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス、第八條ヨリ第十二條マデフ問題ニ供シマス

○一本喜徳郎君 六條、七條ノ修正ノ結果ト致シマシテ九條ノ二項ニ矢張リ同シヤ

- 委員長(侯爵黒田長成君) 第八條ハ原案ニ御異議ゴザイマス
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、今度ハ第九條ダケヲ問題ニ供シマス
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 小松原英太郎君 一木君ニチヨット伺ヒマス「前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ
 刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令」トナルノデスカ
- 一木喜徳郎君 「他」「ハ要ラナイ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 一木君ノ修正ニ御同意ノ諸君ハ手ヲ御舉グ下サイ
 舉手者 多數
- 委員長(侯爵黒田長成君) 多數デザゴイマス、第十條ヨリ第十六條マデハ原案ニ
 御異議ハゴザイマセヌカ
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、第十七條、第十八條ヲ問題ニ供シ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、第十七條、第十八條ヲ問題ニ供シ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、第十七條、第十八條ヲ問題ニ供シ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 富井政章君 第二條ニ於キマシテ提出イタシマシタ修正案ガ御採用ニナリマシタ結果トシテ第十三條ト第十四條ニ修正ヲ加ヘタイト思ヒマス、即チ第十二條ノ第一項第一行ノ「他ノ法律」ト云フ言葉ヲ除キ「舊刑法又ハ舊刑法施行前ノ」トナル、ソレカラ同條ノ第二項「又ハ他ノ法律」ト云フ六字ヲ削ルコト、ソレカラ第十四條モ同ジコトデアリマシテ、コヽノ「又ハ他ノ法律」ノ六字ヲ削ルコト、是ハ第二條修正ノ當然ノ結果ト思ヒマス
- 一木喜徳郎君 贊成
- 委員長(侯爵黒田長成君) 三十四條富井君ノ修正ニ御同意ノ諸君ハ手ヲ御舉
 グ下サイ 舉手者 多數
- 委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス、三十五條ハ御異議ゴザイマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、三十六條ヲ問題ニ供シマス
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 富井政章君 此條ニ於キマシテモ「舊刑法」ノ下「又ハ他ノ法律」ノ六字ヲ削ルト云フ修正案ヲ提出イタシマス、是デモウオ終ヒト思ヒマス
- 一木喜徳郎君 贊成イタシマス
- 一木喜徳郎君 贊成
- 委員長(侯爵黒田長成君) 第十三條、第十四條、富井君ノ修正說ハ能ク御分
 リト思ヒマス、之ニ御同意ノ諸君ハ御手ヲ御舉ゲ下サイ
 舉手者 多數
- 委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス、……第十五條ヨリ第十八條マデハ
 原案ニ御異議ハアリマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス、……第十九條ヨリ第二十七條マデハ
 原案ニ御異議ハアリマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、……第十九條ヨリ第二十七條マデハ
 原案ニ御異議ハアリマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、……第十九條ヨリ第二十七條マデハ
 原案ニ御異議ハアリマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 全部第二讀會ノ決議通リテ宜シトイ云フ諸君ハ手ヲ
 御舉ゲ下サイ 舉手者 多數
- 委員長(侯爵黒田長成君) 次ニ印紙犯罪處罰法案ヲ議シマス
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、第二十八條ヲ問題ニ供シマス
 提出イタシマス
- 一木喜徳郎君 贊成イタシマス
- 富井政章君 此下ノ方ノ「他ノ法律」ト云フ字ハ原案ノ通リニシテ置キマシテ上ノ方
 ノ六字ヲ削ルノデアリマス

- 委員長(侯爵黒田長成君) 一木君ハ御賛成デアリマス
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス、次ニ第二十九條ヨリ第三十二條
 マデハ原案ニ御異議ハゴザイマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 御異議が無イト認メマスカラ原案ニ決シマス、次ニ三
 十四條ヲ問題ニ供シマス
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 富井政章君 此條ニ於キマシテモ第二條修正ノ結果トシテ「舊刑法」ノ下「又ハ他
 ノ法律」ノ文字ヲ削除スルコトヲ提議イタシマス
- 一木喜徳郎君 贊成
- 委員長(侯爵黒田長成君) 三十四條富井君ノ修正ニ御同意ノ諸君ハ手ヲ御舉
 グ下サイ 舉手者 多數
- 委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス、三十五條ハ御異議ゴザイマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ決シマス、三十六條ヲ問題ニ供シマス
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 富井政章君 此條ニ於キマシテモ「舊刑法」ノ下「又ハ他ノ法律」ノ六字ヲ削ルト云
 フ修正案ヲ提出イタシマス、是デモウオ終ヒト思ヒマス
- 一木喜徳郎君 贊成イタシマス
- 委員長(侯爵黒田長成君) 富井君ノ修正ニ御異議が無イト認メマス、第三十七
 條ヨリ終リマデヲ問題ニ供シマス、……原案ニ御異議ゴザイマセヌカ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 御異議ナイト認メマスカラ原案ニ決シマス、是デ第二
 讀會ノ了リマシタ、續イテ第二讀會トシテ全部ヲ問題ニ供シマス
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 委員長(侯爵黒田長成君) 全部第二讀會ノ決議通リテ宜シトイ云フ諸君ハ手ヲ
 御舉ゲ下サイ 舉手者 多數
- 委員長(侯爵黒田長成君) 多數デゴザイマス、是デ刑法施行法案ハ確定イタシ
 シタ
 「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
- 政府委員(豊島直通君) 印紙犯罪處罰法案ノ大體ノ説明ヲ申上ゲテ置キマス、
 此法案ハ刑法施行法二十五條第二號ニゴザイマスル規定ニ代シテ改正刑法施行以後
 此法律ヲ實施シタイト云フ考テゴザイマスル、先刻刑法施行法案ノ大體ニ就イテ説

明ヲ申上ゲマシタ際ニ、改正刑法ト同時ニ此印紙犯罪處罰法案ト云フモノヲ施行イタシマスルコトニナリマスト、此短イ法案ニ就キマシテ尙ホ澤山ナル施行ニ關スル規定ヲ設ケナケレバナリマセヌコトニナリマス、現行刑法ノ百九十八條乃至二百條ノ規定ハ現行刑法ノ刑名ヲ定メラレテ居リマス、ソレヲ印紙犯罪處罰法案ト云フモノハ改正刑法ノ刑名ヲ定メラレテ居リマス、其間ニ矢張リ調和ヲ圖ル爲ノ規定ト云フモノガ澤山ニ要スルヤウニナシテ來ルノデゴザイマス、ソレヲ施行ノ規定ヲ置キマセヌデ巧ク實施ヲ致シマスニハ刑法施行法二十五條第二號ノ此現行刑法ノ規定ヲ同條ノ第二項ニ依リマシテ「他ノ法律」ト云フ中ニ加ヘマシテ、特別法ノ規定ト致シマス、サウシテ置イテ第十九條第一項ニ依リマシテ改正刑法ノ刑名ニ其現行刑法ノ刑名ヲ變更スルコトニ致シマス、テ此施行法案が實施ニナリマシタ後ニ印紙犯罪處罰法ヲ實施イタシマスルト、丁度ドチラモ改正刑法ノ刑名ニ直ツテ居リマスカラ別段ノ施行法ヲ要セズシテ圓滑ニ此法案が行ハマスルコトニナリマス、サウ云フ趣意デ此法案ハ改正刑法實施後ニ實施シタイト云フ考ヘテゴザイマス、ソレカラ次ニ是マテノ印紙ニ關スル犯罪ヨリ一層犯罪ノ規定ヲ増加シテゴザイマスノデゴザイマス、ソレハ此印紙ノ消印ヲ除去イタシマシタル行爲ヲ罰シテ居リマスノデゴザイマス、是ハ今日ノ所ハ詐欺取財ト云フコトニナリマセヌト罰スルコトが出來ナインデアリマス、併シ實際印紙ノ消印ヲ洗ヒ落シマシテ之ヲ地方ヘ持テ行ツテ賣タリナド致シマスル、是が盛ニドウモ行ハレルヤウナ事實ガゴザイマス、之ヲ詐欺取財トシテ罰スルコトニナリマスルト、買取タ者ガ情ヲ知シテ居ルトキニハ、ドウモ罰スルコトが出來マセヌカラ、ドウシテモソコが法律ノ缺陷ニナリマス、次第ゴザイマシテ、特ニ是ダケハ印紙ノ偽造ト同ジャユニ處罰スル必要ヲ認メシタノデゴザイマス、其他ノ規定ハ刑法ニ於キマスル有價證書偽造ノ罪、印章ノ偽造ノ罪ナドニハ、ドウモ罰スルコトが出來マセヌカラ又第五條ニゴザイマスル官沒ノ規定ハ於キマシテ規定ヲ設ケタノデゴザイマス、ソレカラ又第五條ニゴザイマスル官沒ノ規定ハ是ハ外國ニ於テノミ流通スル所ノ紙幣證券ナドノ偽造模造ニ關スル特別法がゴザイマシテ、其中ニ之ト同様ノ規定がゴザイマス、ソレカラ又第五條ニゴザイマスル官沒ノ規定ハニ限ルコトニ制限ガ附セラレテ居リマス、然ルニソレニ當リマスル場合デモ尙ホ偽造サレタ印紙等ハ是ハ取上ゲナケレバナルマイカト考ヘマシタ次第ア、此五條ヲ設ケマシタ次第ゴザイマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵黒田長成君) 然ラバ原案ニ決シマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 次ハ裁判所構成法中改正法律案ヲ議シマス
○政府委員(小山温君) 此裁判所構成法中改正法律案ハ詰リ新刑法ヲ實施致シマスニ付イテ必要ノ爲ニ聊カ裁判所ノ權限、並ニ大審院ノ權限ニ變更ヲ加ヘマス案デゴザイマス、ソレデ現行デハ此第十六條ノ一人、改正ニナリマス第一第二ト申シマスルモノハ、是ハ變リハナイ、ソレカラ第三ニ加ヘマシタノハ、是ハ竊盜贓ト横領罪ノ贓物ノ罪デゴザイマスガ、主タル竊盜ノ横領罪竊盜贓ダノト云フモノヲ之加ヘマスルト云フ譯、

○政府委員(豐島直通君) 構成法ノ改正ノ趣意ハ、刑法ニ於キマシテ刑期ノ範圍ガ廣クナリマシタシ、金額ノ範圍モ廣クナリマシタ所カラ致シマシテ、改正セズニ現行ノ構成法ノ十六條ノ一ノ規定ノ儘デ置キマスルト、多クノ犯罪事件ハ區裁判所カラ地方裁判所ノ方へ移リ行キマステ地方裁判所ニ裁判シナケレバナラヌ結果ニナリマス、ソレデサウ云フ變動ヲ惹起サセナイヤウニ唯今ノ事務分配狀態ト云フモノヲ維持シテ行キタイト云フダケノ考デアリマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵黒田長成君) 然ラバ原案ニ決シマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 次ニ裁判所構成法施行條例中改正法律案ヲ問題ニ供シマス

○政府委員(小山温君) 此裁判所構成法施行條例第十四條ハ権戸、網走、十

勝、此三監獄ニ於テ輕罪ヲ司獄官吏が便利ノ手續ニ依シテ取扱フコトが出来ルト云フ
規定デアリマスガ、輕罪ト云フモノハ刑法施行法デ大變大キクナリマシタシ、事實ニ於キ

三十九年ニ四人ト云フ少數デモゴザイマスシ、廣イ範圍ニナリマシタモノヲ司獄官吏が便

利ナ手續デ通常ノ裁判手續ニ依ラズシテ處置スルト云フノハ惡ルイト云フノデ、此手續ヲ廢スルノデアリマス

○石渡敏一君 成ルホド正當ノ手續ニ復ヘルト云フコトハ 裁判手續トシテ極メテ宜イ

トハ思フンデス、併ナガラ唯今御舉ゲニナツタ三監獄ト最近ノ裁判所トハドノ位ノ距離ガ

アリマセウカ、ソレヲ一ツ伺ヒタイモノデアリマス

○政府委員(河村讓二郎君) 距離ハ唯今取調べテ居リマセヌ、併シ交通機關モ追ミ

廣クナリマシテ實際裁判所ニ送付スルモ敢テ不便ヲ感ゼヌト云フ事實ハアルト思ヒマス

○石渡敏一君 ソコナンテス、交通機關ガドノ位井開ケテ裁判所ニ犯罪人ヲバ送レル、

冬ノ雪ノ降ル時分ニ裁判所ニ送レルナラバ差支ナイト思ヒマスガ、送ラレヌト云フヤウナコ

トガアッテハ、之ヲ廢スルト云フノハ餘リ理窟ニ偏スルヤウナ傾キヲ生シハシナイカ、今日デ

モ重罪ハ送ツテ居リマスガ、重罪ノ數ト輕罪ノ數が知レルナラバ御話ヲ願ヒタイト思ヒマス、重罪ハドノ位、輕罪ハドノ位……監獄ト附近ノ裁判所ノ關係ノ如何デ之ヲ廢シテ

實行が出來タヤウニナシハ穩ガナラムト思ヒマス

○政府委員(豊島直通君) 重罪囚ト輕罪囚トノ數ハ唯今調べテ居リマセヌガ、チヨック

ト一言申上ゲテ置キタイノハ唯今ノ監獄官制ニ附屬シテ居リマス 表ニ依リマシテモ、樺戸監獄、網走監獄、十勝監獄ニハ拘置所ヲ置クト云フコトニナツテ居リマス、未決囚人

モ此所ニ置クコトニナシテ居リマス、ソレ等ノ關係カラ致シマシテモ別ニ交通ノ上テ差支ハ

無イコトト考ヘマシタノデアリマス

○石渡敏一君 チヨット何ト仰シャイマシタカ、モウ一度……

○政府委員(豊島直通君) 未決囚人ヲ是等ノ監獄ニ置クコトガ出來ルコトハ 監獄

官制ノ附屬ノ表デ出來テ居リマス、拘置所ヲ……

○石渡敏一君 入レマスノハ誰が入レルノアリマスカ、裁判手續ヲ無クシテ仕舞ヒマ

スト、サウスルト監獄ニ未決拘留所ガアルニシテモ 未決拘留所ニ入レル 命令ヲ出スノハ

誰デスカ

○政府委員(豊島直通君) 通常裁判所デス

○石渡敏一君 其裁判所ガ近所ニ無カツタラ入レルコトハ出來ナイコトニナリハシマセヌ

スカ

○政府委員(豊島直通君) ソレハ令狀ヲ警察署へ送致シマシテモ出來ル積リデアリ

カ

○石渡敏一君 ソレハ穩カナラヌヤウニ思ヒマスナ、典獄ハヤメテモ宜イガ、警察署が出

シテモ宜イト云フコトハ穩カナラヌ手續ト思ヒマス、尤モ刑事訴訟法デ現行犯ノ場合ハ

認メテアルガ、非現行犯ノ場合ハ認メテナイト思ヒマス、警察官が令狀ヲ出ス云フコトハ

ハ……

○政府委員(豊島直通君) 警察官ニ令狀ヲ出サセルト云フ趣意デハゴザイマセヌ、裁

判所ノ發シタル令狀ヲ警察署へ送致イタシマシテ、ソレヲ警察官ヲシテ執行セシムルト云フ趣意デゴザイマス

○小松原英太郎君 十勝、網走ノ裁判所ハ、十勝ハドコ、網走ハドコノ裁判所ニアリマスカ、若シ裁判スル時分ニハ……

○政府委員(小山溫君) サウ云フ極リハ無イノデゴザイマス

○政府委員(齊藤十一郎君) 北海道ニハドコヽニ裁判所ガアリマスカ

○小松原英太郎君 ソレデハ北海道ニハドコヽニ裁判所ガアリマスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 北海道ニゴザイマス 地方裁判所ハ函館、札幌、根室ノ三箇所ニアリマス

○小松原英太郎君 十勝ト網走ハドコノ管轄ニ屬スルノデスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 網走ハ根室ノ管轄、十勝ハハッキリ記憶イタシテ居リマセヌガ、多分根室カ札幌ダト思ヒマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 是ヨリ速記ヲ始メマス、他ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○政府委員(小山溫君) 唯今處分ニ付イテノ石渡君ノ御尋ネアリマシタガ、差上げテアリマスル監獄統計ノ第百三十六ノ統計デ御覽ニナリマスルト……數字ヲ申シマスト

大變面倒ニナリマスルガ、唯今御尋ネニナリマシタ権戸デハ三十九年ニ刑法處分ヲ受ケマシタ者ガ四人、網走テハゴザイマセヌ、十勝デハ二人、斯ウ云フコトデゴザイマス、ソレカラソレノ區別モ出來テ居リマス、重罪輕罪ニ別ケテゴザイマス

○委員長(侯爵黒田長成君) 原案ニ同意ノ諸君ハ御手ヲ御舉ゲ下サイ

(速記中止)

○委員長(侯爵黒田長成君) 是ヨリ速記ヲ始メマス、他ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○政府委員(小山溫君) 唯今處分ニ付イテノ石渡君ノ御尋ネアリマシタガ、差上げテアリマスル監獄統計ノ第百三十六ノ統計デ御覽ニナリマスルト……數字ヲ申シマスト

大變面倒ニナリマスルガ、唯今御尋ネニナリマスルト……數字ヲ申シマスト

午後零時十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵黒田 長成君

子爵酒井 忠亮君

關 義臣君

一木喜徳郎君

兒玉淳一郎君

政府委員

司法次官 河村讓二郎君

檢兼司法局長 小山 溫君

檢事兼司法 豊島 直通君

檢事兼司法 菊池 武夫君

檢事兼司法 谷田 三郎君

檢事兼司法 谷野 格君

官兼檢事 谷野 格君